

軽量・重量 スチールドア

ドア（開き戸） （ビル・マンション・アパートドア）

取扱説明書

※建設会社・お施主様へ この取扱説明書を実際に使用される方へ必ずお渡しください

このたびは、三和シャッターの商品をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。商品を正しくご使用いただくために、この「ドア（開き戸）取扱説明書」をよくお読みください。また、いつでもお読みいただけるよう大切に保管してください。

ドアに取付けられている錠前・ドアクローザにつきましても、個々の取扱説明書の内容をよくお読みください。また、大切に保管してください。

1 安全にご使用いただくために

! **注意**： 次の注意事項を必ず守ってください。軽傷を負うか、または物的損害の可能性がります。



このマークのあるイラストは、してはいけない「禁止行動」を示しています。

ドアの開閉時には、丁番側のすき間に絶対に手を置かないでください。指をはさんで大ケガをするおそれがあります。特にお子様にはご注意ください。

ドアの開閉にあたっては、必ずハンドルを持って操作してください。ハンドルから手を放したり、ドアの先端に手を置くと、突風などでドアが急に閉まったとき、ドアと枠の間で指をはさみ、思わぬケガをするおそれがあります。特にお子様にはご注意ください。

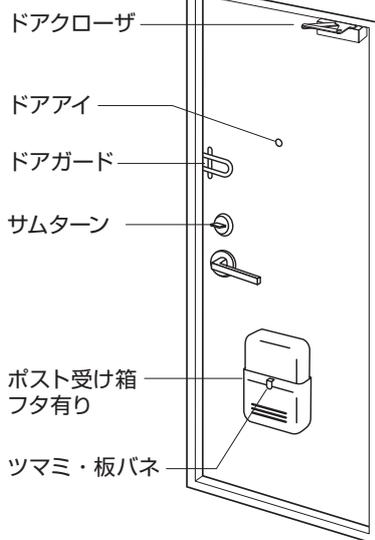
風の強いときはドアを閉めて、必ず鍵をかけてください。風によりドアが急に開閉することがあり、ケガやドアの破損につながる可能性があります。

ポスト取り扱い時のお願い

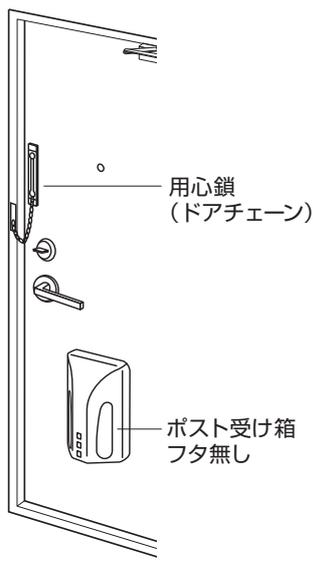
| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（室内側）</p> | <p style="text-align: center;">（室外側）</p> |
| <p>ポスト受け箱のフタを開いて新聞など投入物を取り出すときに、手を受け箱開口部周辺にこすり付けたり、フタと受け箱本体の間にはさんだりしないでください。指を切ったりケガをするおそれがあります。また、取り出し後は、必ず元のようにフタを閉じてください。フタを開けたままにすると、フタに当たってケガをしたり、思わぬ事故につながるおそれがあります。（ポスト受け箱はフタの無いものもあります。）</p> | <p>ポストの奥まで手を入れしないでください。ポスト受け口のフタに手や指をはさんだときに、そのまま抜こうとすると、フタの端部でケガをするおそれがあります。</p> |
| <p style="text-align: center;">（室外側）</p> | <p style="text-align: center;">（室外側）</p> |
| <p>ポスト受け箱のフタを開いて新聞など投入物を取り出すときに、手を受け箱開口部周辺にこすり付けたり、フタと受け箱本体の間にはさんだりしないでください。指を切ったりケガをするおそれがあります。また、取り出し後は、必ず元のようにフタを閉じてください。フタを開けたままにすると、フタに当たってケガをしたり、思わぬ事故につながるおそれがあります。（ポスト受け箱はフタの無いものもあります。）</p> | <p>ポストに手や指がはさまった状態で抜きづらいつらいつらと感じたときは、もう一方の手でフタを押して、十分なすき間を作ってから抜いてください。</p> |
| <p style="text-align: center;">（室外側）</p> | <p style="text-align: center;">（室外側）</p> |
| <p>ドアガードを外す場合は、アームの内側に指を入れないうご注意ください。外部側より突然ドアを開けられると、指をはさまれ、ケガをするおそれがあります。</p> | <p>ポストに手を入れてゆすったりぶらさがったりしないでください。ケガをしたり、ポスト受け口が変形し正常にものが投入できなくなります。</p> |

2 各部の名称

室内側

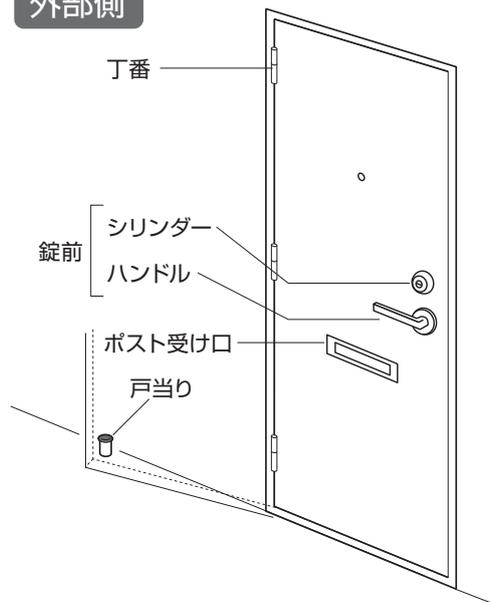


ドアガード、ポスト受け箱
フタ有りの場合



用心鎖、ポスト受け箱
フタ無しの場合

外部側



3 その他ご留意いただきたいこと

ご使用にあたっては、以下の点にご留意ください。

- ① 出入口のドアを防火設備として使用する場合は、防火管理上いつも閉まった状態にしておくことが必要です。ドアにくさび、ストッパー、ドアガードなどをかませて開放状態にしておきますと、火災発生時、延焼するなど被害の拡大につながるおそれがありますので、開放状態にしないでください。
- ② 不用意にドア丁番側に、くさびなどをかませて開放状態にしますと、ドアの変形や開閉に支障をきたす場合がありますので、絶対にくさびなどをかませないでください。
- ③ 玄関ドアに使用される用心鎖（ドアチェーン）やドアガードは、錠の代用として使用しないでください。用心鎖（ドアチェーン）やドアガードは、来訪者の確認などのために使用する金物です。錠と同等の防犯効果はありません。なお、用心鎖（ドアチェーン）やドアガードの操作は、必ず施錠状態で行ってください。
- ④ 台風などの暴風雨時にはドアの性能を超えて、雨水が玄関や屋内に浸入することがあります。下枠部分に雑巾やタオルをあてておきますと、吹き込みを防止できます。
- ⑤ ドア表面の塗装は樹脂製ですので、長時間ご使用いただくと、塗装面が劣化し白い粉をふくような現象が発生することがあります。（通称「白亜化」または「チョーキング」と呼ばれています。）この現象は、塗装面が経年により寿命になってきた現象ですので、ドアの再塗装や交換が必要です。
- ⑥ ドア表面に太陽の光が当たるなど、ドアの内と外に温度差が生じると、ドアに反りが発生する場合があります。この反りにより、扉と枠のすき間から光の漏れや、錠の施解錠がしにくくなる現象が発生しますが、内外の温度差が小さくなるとともに解消するもので、ドアの構造から避けられない特性です。この反りにより、錠の施解錠がしにくい時は、取っ手をしっかり持ち、扉を閉めこんでから、操作してください。

4 お手入れ方法について

長期間、清掃しないままにしておきますと、表面に付着した汚れは、しみや腐食の原因となります。汚れが軽いうちに清掃してください。

清掃の目安は、少なくとも年に1～2回程度です。特に海岸地帯や交通量の多い道路沿いは、塩分や排気ガスによる汚損が進みやすいので、こまめにお手入れしてください。

また、台風などの風の強い日には、海岸線より数十キロ内陸まで塩分が飛来することがあります。塩分による腐食の原因となりますので、風がおさまった後できるだけ早い時期に清掃してください。

- ① 清掃は、水または中性洗剤を薄めた液でぬらした柔らかい布またはスポンジを使って拭いてください。
なお、中性洗剤を使用した場合、その後洗剤の成分が残らないように十分拭き取ってください。
- ② 強くカラ拭きをしないでください。表面部の損傷や布への色付着がおきることがあります。
- ③ サンドペーパーやワイヤーブラシなどを使わないでください。商品に傷がつき、しみや腐食の原因になります。
- ④ ポスト受け箱のフタの開閉がスムーズでなくなった場合、ポスト内のヒンジ部に市販の潤滑剤を注入してください。
また、本体板バネの角度を正常に閉まるよう、調整してください。

5 メンテナンス（定期点検）契約のおすすめ

当商品を防火設備として使用する場合は、メンテナンス（定期点検）が必要です。次のような事項を回避するためにもメンテナンス契約をおすすめします。

- ・ 部材の摩耗・劣化・変形などにより、扉が閉鎖し生命にかかわる人身事故のおそれがあります。
- ・ 火災時に自動的に閉鎖せず、煙の拡散や延焼が拡大すると大切な財産が失われ、最悪の場合には煙や炎で人命が失われます。
- ・ 民法第717条において、建物の所有者、占有者の維持管理に瑕疵（欠陥）があってこれにより他人に損害を与えると責任を負わなければならないとされています。
- ・ 建築基準法・消防法において、防火設備などには防火責任者の自主点検が義務づけられています。すなわち、ビルのお客様・従業員・関係ご家族全ての人々の尊い人命を火災から守るため、防火管理者の義務履行が求められています。
- ・ 故障の場合、修理費が高額になったり、修理期間が長引くおそれがあります。

- 防火設備として使用する場合は、火災の際、延焼を防ぐため確実に作動しなければなりません。通常使用されることのない場合においても、経年劣化は確実に進んでいます。事故が起きてしまってから防ぐことはできません。

もしものときのためにも、普段からのメンテナンスは必要不可欠です。

当商品を防火設備として使用する場合は、機能・性能をより確実に発揮させるためには日常の正しい取り扱いや自主点検および保守点検専門技術者による定期点検が必要です。

■ 定期点検について

定期点検には専門知識と高度な技術が必要です。また、危険も伴いますので、保守点検専門技術者におまかせください。

1. 点検チェック内容

- 開放状態の点検
- 閉鎖状態の点検
- 開閉機構の点検
- 作動状態の点検
- 気密材の点検

2. 契約内容

定期点検実施回数（年間）を定め、実施する月および契約期間、契約料金を設定させていただきます。

- 点検回数の基準

| |
|--------------|
| 定期点検回数（年間標準） |
| 2回 |

- 定期点検は、防火設備の大きさ、経過年数、使用条件、環境条件および用途により点検回数が異なりますので当社までご相談ください。

3. 報告

性能、安全性、機能につきまして、定期点検チェックリスト項目に基づいて行った点検結果を報告いたします。点検により異常を認めた場合は協議のうえ処置をいたします。

メンテナンス契約につきましては最寄りの三和シャッター工業（株）営業所までご連絡ください。
係員がご説明に伺います。

6 困った場合には

長期間で使用する間には、丁番のネジのゆるみ、ドアのがたつきなどの色々な不具合が発生することがあります。そのままにしておきますと、人身事故や家財の損害などの原因になります。ドアの使用にあたり異常を感じた場合、次のように対処してください。

| 不具合状況 | 対 処 |
|---------------------------|--|
| ドアの開閉速度が変化するなど動きがおかしくなった。 | ドアクローザの不調が考えられます。調整によって直ることもあります。詳細はドアクローザの取扱説明書をよくお読みの上、調整してください。 ※ ドアクローザの取扱説明書がない場合、当社までご連絡ください。 ※ BL マーク貼付商品のドアクローザにつきましては、BL 認定の基準として「特殊な工具以外では閉じ速度を調整できない構造とする」となっておりますので、建築物を管理される立場の方・施工業者または当社に調整を依頼してください。 |
| ドアががたついたり、開閉時に枠にあたる。 | 丁番を止めているネジがゆるんでいることが考えられます。修理をご依頼ください。 |
| 鍵の抜き差しが悪くなった。 | 鉛筆の黒芯の粉（黒鉛粉）を鍵にまぶすか、または市販の錠前専用潤滑剤を鍵穴に入れてください。 ※ 錠前専用以外の潤滑剤は、一時的には良くてもほこりを吸着し、かえって動きを悪くするおそれがありますので、使用しないでください。 |

修理依頼 について

対処方法が取扱説明書に掲載されていない不具合が発生した場合は、ご自分で修理せず、必ず建築物を管理される立場の方・施工業者または当社までご連絡ください。ご連絡にあたっては、次のことをご知らせください。

- 商品名またはメーカー名
- 破損箇所や不具合状態

本紙取り扱い について

- 引越などにより転居される場合は、この取扱説明書を次の建物所有者または建築物を管理される立場の方に必ずお渡しください。
- この取扱説明書を紛失または汚れて見にくくなった場合、再発行しますので、建築物を管理される立場の方または当社までお申し付けください。

建築物オーナーまたは建築物を管理される立場の方へ

- 入居者が入れ替わった場合、新しい入居者に本書をお渡しください。また本書がお手元に無い場合は、当社へ必要部数をお申し付けください。
- 共有部分を管理される場合は、本書の記載内容に基づき、建築物を管理される立場の方が点検およびお手入れをしてください。また入居者が行う点検は、本書に基づき、建築物を管理される立場の方が入居者にご説明ください。

入居者から商品につきまして不具合または取扱説明書の再発行のお申し出があった場合は、早急に当社までご連絡ください。

7 仕様

■ 使用条件

- 周囲温度：－10℃～＋40℃（凍結状態は除きます）
 - 周囲湿度：RH85%以下
 - 環境条件：[軽量・重量スチールドア（開き戸）] 沿岸部、化学工場などの腐食性環境・粉塵発生環境を除きます。[トレドールシオサイト] 化学工場などの腐食性環境および粉塵環境を除きます。
- ※「トレドールシオサイト」は耐食性を高めた仕様になっていますが、絶対にサビないというものではなく、塩分が付着したままになるとサビなどの腐食が発生しやすくなります。

8 商品保証について

本書は、当社の商品に関し、ここに記載の保証期間、保証内容の範囲において無料修理を行うことをご約束するものです。保証期間中に故障・損傷などの不具合（以下「不具合」といいます）が発生した場合には、建築物を管理される立場の方または当社支店・営業所に修理をご依頼ください。

保証期間

施工業者よりの引き渡し日から2年間。ただし、電装部品につきましては1年間。
※ドアクローザや錠前は、上記に係わらず別途定められた保証内容によります。

保証開始時期

改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。
分譲住宅（建売住宅）、分譲マンションの場合は、建築主様への引き渡し日とします。

保証内容

取扱説明書、本体ラベル、またはその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合は、下記に例示する免責事項を除き無料修理いたします。

なお、強風雨時に、扉と枠の間より雨水が浸入することがありますが、これは商品上の不具合ではありません。

免責事項

保証期間内でも、次のような場合には有料修理となります。

1. 天災その他の不可抗力（例えば、暴風、暴雨、洪水、高潮、地震、地盤沈下、落雷、火災、津波、噴火など）により、商品の性能を超える事態が発生した場合の不具合。
2. 自然現象や使用環境に起因する不具合（例えば結露・凍結、風による振動・共鳴音など）。
3. 環境が悪い地域や場所での腐食またはその他の不具合（例えば海岸地帯での塩害による腐食、大気中の砂塵・煤煙・各種金属粉・亜硫酸ガス・アンモニア・車の排気ガスなどが付着しておきる腐食、異常な高温・低温・多湿による不具合など）。
4. 商品または部品の材料特性に伴う現象（例えば、木製品の反り、干割れ、色あせ、木目違い、節抜け、樹液のにじみ出しなど）。
5. カタログや取扱説明書などに表示された商品の性能を超えたことに起因する不具合。
6. 建築躯体の変形など商品以外の不具合に起因する商品の不具合。
7. 本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合、または使用目的と異なる使用方法による場合の不具合。
8. 当社の手配によらない第三者の加工上、組み立て上、施工上、管理上、メンテナンス上などの不備に起因する不具合（例えば、海砂や急結剤を使用したモルタルによる腐食、中性洗剤以外のクリーニング剤を使用したことによる変色や腐食、工事中の養生不良による変色や腐食など）。
9. お客様自身の組み立て、取り付け、修理、改造（必要部品の取り外しを含む）に起因する不具合。
10. 引き渡し後の操作誤り、または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合。
11. 使用に伴う接触部分の摩耗・傷、塗装の剥離や時間経過による塗装の退色、樹脂部品の変質・変色、めっきの劣化またはこれらに伴うサビなどの不具合。
12. 実用化されている科学や技術では、予測することや予防することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた不具合。
13. 犬、猫、鳥、鼠、昆虫、ゴキブリ、蜘蛛などの小動物の害による不具合。
14. 機能上支障のない音、振動など感覚的現象。
15. 犯罪などの不法な行為に起因する破損や不具合。
16. その他、不具合の原因が第三者にある場合。

※ 次のような消耗品につきましては有料となります。 気密材、モヘア、小口カバー、操作ツマミなどの合成樹脂部品

※ 保証期間経過後の修理、交換などは有料となります。

※ 本書によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理につきましてご不明な場合は、当社までお問い合わせください。

故障における修理連絡先

— FTS受付 —

※ 天候・その他不可避な状況により当日の対応ができない場合があります。

フルタイムサービス

さんわさんわ い～な

FTS ☎ 0120-3030-17

■品質向上を目的に予告なく仕様を変更する場合があります。



三和シャッター工業株式会社

<http://www.sanwa-ss.co.jp/>

●お問い合わせは

○商品に関するお問い合わせは ☎ 0570-063011/03-3346-3011
(土日祝を除く平日9:00～17:00) ※一般電話・公衆電話からは、市内料金で通話可能。

○修理に関するお問い合わせは フルタイムサービス さんわさんわ い～な
FTS ☎ 0120-3030-17
(年中無休・24時間受付対応)

この取扱説明書は環境に配慮した再生紙を使用しています。

印刷 2016年6月 改訂 2016年6月
(B-33) H100P2474 (IT/VY) 95.07